

東金税務署からのお知らせ

東金税務署の令和2年分の所得税・贈与税・個人消費税の申告書作成・相談の会場は、東金商工会館1階（東金市東岩崎1-5）です。

▼期間（土・日・祝日を除く）
2月16日（火）～3月15日（月）
▼受付時間（8時30分～16時）
（相談開始は9時）

※令和2年分の申告書作成会場では、混雑回避のために「入場整理券」を配付します。

▼注意
・入場整理券の配付状況に応じて後日の来場をお願いすることもあります。
・入場整理券は、当日、会場で配付するほか、LINEアプリで事前に入手することが可能です。LINEアプリの事前発行は、国税庁LINE公式アカウントを「友だち追加」することで、日時指定の入場整理券を入手する手続きが行えます。

・車で来場の際は、東金駅前口にある「タイムズ東金駅前第3駐車場」を無料で利用できますが、台数に限りがあるため、可能な限り公共交通機関をご利用ください（会場や東金税務署の駐車場は利用できません）。

・申告書作成会場では、消費税の申告等をする方のために、3月16日（火）以降も相談を受け付けています（3月26日（金）まで3月29日（月）以降は東金税務署までお越しください）。

・申告書等の提出についても、申告書作成会場で受け付けます。
・申告書の「控用」に収受印が必要な場合は、「提出用」と一緒に提出してください（後日、「控用」に収受印を押印することはできません）。

と一緒提出してください

※新型コロナウイルス感染拡大防止のため、できる限り少人数でお越しいただき、マスクを着用の上、入口等でアルコール消毒液による手指の消毒にご協力をお願いします。入場の際に、検温を実施しており、37.5度以上の発熱が認められる場合は、入場をお断りさせていただきます。

◆申告書の提出はお早めに
令和2年分の所得税の確定申告書・贈与税の申告書の提出・納付の期限は、3月15日（月）です。

令和2年分の個人事業者の消費税・地方消費税の確定申告書の提出・納付の期限は、3月31日（水）です。

3月に入ると税務署は大変混雑しますので、確定申告書等は自分で作成し、早めの提出をお願いします。

◆国税庁のホームページで確定申告書の作成ができます
国税庁ホームページの「確定申告書作成コーナー」に、入力した申告書データに電子証明書を添付して、そのまま送信（提出）することができます。

また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト（白黒でも可）した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。なお、国税庁ホームページでは、確定申告書のほかにも、税務に関する主な行政手続きについての申請・届出書様式を掲載していますので、ご利用ください。

るe-Taxがあります。利用するには、所定の手続きが必要ですので国税庁ホームページをご覧ください。

また、「確定申告書等作成コーナー」で入力し、プリントアウト（白黒でも可）した確定申告書等は、そのまま税務署に提出することもできます。

◆税務職員を装った不審な電話・「振り込め詐欺」にご注意ください
税務署や国税局では、還付金受け取りのために金融機関等の現金自動預け払い機（ATM）の操作を求めるところはありません。

不審な電話があった場合には、最寄りの税務署に問い合わせください。

「税理士による無料申告相談」は中止となりました

2月4日（木）、5日（金）に保健文化センター3階ホールで開催を予定していた「税理士による無料申告相談」は、新型コロナウイルス感染拡大防止のため、中止となりました。

確定申告が必要なく住民税の申告が必要な方
令和3年1月1日現在、市に住所があり、次の事項に該当する方は住民税の申告が必要です。

◆医療費通知発送日程
●国民健康保険
●後期高齢者医療保険

確定申告で使用する医療費通知の発送
医療費控除申告の際に提出する明細書について、医療費通知を添付することにより記入が省略できます。

確定申告が必要な方
令和2年分の所得税の収入金額が400万円以下で、かつ、その年の公的年金等にかかる雑所得以外の所得金額が20万円以下のため、確定申告の必要がない方も、住民税の計算上所得控除を受けるためには住民税の申告が必要となる場合があります。

所得税・住民税の申告相談

令和3年		会場・受付時間	
日付	曜日	中央公民館1階講堂	農村環境改善センター 農事相談室
2月16日	火	○	○
2月17日	水	○	○
2月18日	木	○(※)	○
2月19日	金	○	○
2月22日	月	○	×
2月24日	水	○	○
2月25日	木	○	○
2月26日	金	○	○
3月1日	月	○	×
3月2日	火	○	○
3月3日	水	○	○
3月4日	木	○	○
3月5日	金	○	○
3月8日	月	○	×
3月9日	火	○	○
3月10日	水	○	○
3月11日	木	○	○
3月12日	金	○	○
3月15日	月	○	○

次の方は、東金税務署で申告してください。
・住宅借入金等特別控除（1年目）のある方
・青色申告・損失申告の方
・準確定申告（亡くなった方の申告）の方
・譲渡所得のある方
・先物取引・山林所得のある方
・雑損控除のある方
※中央公民館1階講堂で2月18日（木）のみ税務職員が来庁するため、雑損控除の相談を受けることができます。
・国外の親族を扶養にとる方
・贈与税や消費税の申告が必要な方